

## 6 . 環境関係

6 (1) 「家畜排せつ物法」は、中小農家の離脱の要因となるのではないか。

( 答 )

- 1 家畜排せつ物を適切に処理し、その有効利用を促進することは、自然環境の保全、土づくりによる地域農業の発展、衛生害虫や悪臭の発生防止等のメリットがあるものであり、地域において畜産を安定的かつ持続的に営んでいくために非常に重要です。
- 2 家畜排せつ物法はこうした畜産環境問題を巡る情勢の変化を踏まえ、家畜排せつ物の適切な管理の確保及びその有効利用の促進を図ることを目的として制定されたものです。また、本法に基づく管理基準は、野積み・素掘り等を解消するため、畜産農家が遵守すべき必要最小限の基準を定めたものであり、例えば防水シートの利用等簡易な対応も可能となっています。更に、その適用時期については、施設整備に一定の期間が必要であること等を踏まえ、5年間の経過期間を置いているところです。
- 3 なお、地域における畜産環境問題の改善に資するため、国としても、補助事業や補助付きリース事業、融資等の各般の支援措置により、たい肥化施設等の計画的な整備を推進することとしています。

6 (2) たい肥を耕種農家に使ってもらう活動が弱いのではないか。

(答)

- 1 家畜排せつ物については、畜産環境の保全や資源の有効利用の観点から、これを適切に処理し、たい肥として農地に還元することを基本として、その利用を一層推進していく必要があります。
- 2 このため、畜産農家自らの利用の促進とともに、畜産と耕種の連携による利用の強化を図っていくことが極めて重要な課題と考えており、農林水産省としては、
  - たい肥の出し手である畜産農家と利用者である耕種農家をつなぐたい肥需給マップの作成、
  - たい肥センター間の技術情報等を交換する協議会の設置、
  - たい肥センターにおけるたい肥の成分分析、散布作業、散布機械・袋詰め機・ストックポイント等の整備に対する助成等の対策を実施しているところです。
- 3 今後とも、こうした対策の充実に努め、たい肥の流通利用の促進に努めていきたいと考えています。

6(3) バイオエネルギーについて、どのように考えているのか。

(答)

- 1 家畜排せつ物については、畜産環境の保全や資源の有効利用の観点から、これを適切に処理し、たい肥として農地に還元することを基本として、その利用を推進していくことが重要と考えています。
- 2 しかしながら、地域によってはたい肥化のみでは利用が困難な場合が考えられることから、たい肥化以外の利用方法として、例えば鶏ふんの燃焼やメタンガスの利用等のエネルギー利用が考えられます。
- 3 ちなみに、諸外国においては、イギリスにおいては鶏ふんの燃焼による発電利用が、また、デンマークなどにおいては家畜排せつ物や生ゴミからメタンガスを発生させ発電利用している事例が見られます。
- 4 農林水産省としては、家畜排せつ物の利用の一つの方法として、こうしたエネルギー利用を図る観点から、
  - (1) 平成6～11年度にかけて国の畜産試験場において、家畜排せつ物のメタン発酵に関する研究開発を行ったところであり、本研究において一定の成果が見られたことから、12年度から、実用化を加速するための更なる実証研究に取り組むこととしています。
  - (2) なお、こうした家畜排せつ物のエネルギー利用の実施については、畜産局の補助事業のメニューとして計上しているところです。